

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">資 産 管 理 規 程</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(協会の資産)</p> <p>第2条 協会の資産は、保管財産、事業基盤財産、運営基盤財産、事業準備財産、特別事業財産、退職給付引当資産及び普通財産とする。</p> <p>2 保管財産は、預り基金寄託規程（以下「寄託規程」という。）に基づき会員から寄託を受けた財産（以下「寄託財産」という。）をいう。</p> <p>第3項から第7項 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>第4条 削除</p> <p>2 削除</p>	<p style="text-align: center;">資 産 管 理 規 程</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(協会の資産)</p> <p>第2条 協会の資産は、保管財産、事業基盤財産、運営基盤財産、事業準備財産、特別事業財産、退職給付引当資産及び普通財産とする。</p> <p>2 保管財産は、預り基金寄託規程（以下「寄託規程」という。）に基づき会員から寄託を受けた財産（以下「寄託財産」という。）<u>及び業務方法書（豆類事業）第22条の規定に基づき会員からの寄託により管理している財産（以下「管理財産」という。）をいう。</u></p> <p>第3項から第7項 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>(管理財産)</u></p> <p>第4条 協会は、<u>業務方法書（豆類事業）第22条の規定に基づき会員から寄託された生産者積立金を管理財産として管理しなければならない。</u></p> <p>2 <u>管理財産は、生産者積立金に付された寄託条件に従い、積み立てることとされた生産者積立金の全額が寄託されたときに、第7条に規定する豆類価格安定対策事業準備財産に繰り入れるものとする。</u></p>

資産管理規定新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第4条から第5条 [略]</p> <p>(豆類価格安定対策事業準備財産)</p> <p>第6条 協会は、次の各号に掲げるものを豆類価格安定対策事業に要する費用の支弁に充てるため、豆類価格安定対策事業準備財産として管理しなければならない。</p> <p>(1) 豆類価格安定対策事業準備財産の運用により生ずる果実（積立限度額内に限る。当該年度において豆類価格安定対策事業の実施に要する費用の支弁に充てる場合を除く。）</p> <p>(2) 削除</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> 第16条第3号の規定による豆類価格安定対策事業準備財産への繰入金</p> <p>第2項 [略]</p>	<p>第5条から第6条 [略]</p> <p>(豆類価格安定対策事業準備財産)</p> <p>第7条 協会は、次の各号に掲げるものを豆類価格安定対策事業に要する費用の支弁に充てるため、豆類価格安定対策事業準備財産として管理しなければならない。</p> <p>(1) 豆類価格安定対策事業準備財産の運用により生ずる果実（積立限度額内に限る。当該年度において豆類価格安定対策事業の実施に要する費用の支弁に充てる場合を除く。）</p> <p>(2) <u>生産者積立金に付された寄託条件に従い管理財産から豆類価格安定対策事業準備財産に繰り入れられた繰入金</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> 第17条第3号の規定による豆類価格安定対策事業準備財産への繰入金</p> <p>第2項 [略]</p>
<p>(小豆類生産安定対策事業準備財産)</p> <p>第7条 協会は、次の各号に掲げるものを小豆類生産安定対策事業に要する費用の支弁に充てるため、小豆類生産安定対策事業準備財産として管理しなければならない。</p> <p>(1)から(2) [略]</p> <p>(3) 第16条第3号の規定による小豆類生産安定対策事業準備財産への繰入金</p> <p>第2項 [略]</p>	<p>(小豆類生産安定対策事業準備財産)</p> <p>第8条 協会は、次の各号に掲げるものを小豆類生産安定対策事業に要する費用の支弁に充てるため、小豆類生産安定対策事業準備財産として管理しなければならない。</p> <p>(1)から(2) [略]</p> <p>(3) 第17条第3号の規定による小豆類生産安定対策事業準備財産への繰入金</p> <p>第2項 [略]</p>

資産管理規定新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産)</p> <p>第8条 協会は、次の各号に掲げるものを豆類流通円滑化緊急対策事業に要する費用の支弁に充てるため、豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産として管理しなければならない。</p> <p>(1)から(2) [略]</p> <p>(3) 第16条第3号の規定による豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産への繰入金</p> <p>第2項 [略]</p> <p>第9条から第14条 [略]</p> <p>(借入金)</p> <p>第15条 協会は、第13条第2項に規定する費用に充てるため、理事会で定める限度額の範囲内であり、かつ、その事業年度内に普通財産をもって償還し得る額を限度として、理事会の議決を経た上で、一時借入金の借り入れをすることができる。</p> <p>第2項から第4項 [略]</p> <p>第16条から第19条 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和2年10月21日から施行する。</p>	<p>(豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産)</p> <p>第9条 協会は、次の各号に掲げるものを豆類流通円滑化緊急対策事業に要する費用の支弁に充てるため、豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産として管理しなければならない。</p> <p>(1)から(2) [略]</p> <p>(3) 第17条第3号の規定による豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産への繰入金</p> <p>第2項 [略]</p> <p>第10条から第15条 [略]</p> <p>(借入金)</p> <p>第16条 協会は、第14条第2項に規定する費用に充てるため、理事会で定める限度額の範囲内であり、かつ、その事業年度内に普通財産をもって償還し得る額を限度として、理事会の議決を経た上で、一時借入金の借り入れをすることができる。</p> <p>第2項から第4項 [略]</p> <p>第17条から第20条 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>

